

(This article was published in a small periodical called “The Windows of Author’s Study(書齋の窓)” which introduces the authors’ view on their planned books. Because the pages given to me by the publisher was limited, this article focuses only on the issues which I think most important and interesting. Footnotes are also limited to a minimum, The full version of the book is coming soon.) (書齋の窓 2021年3月号掲載)

Professor Emeitus, Tokyo University
東京大学名誉教授

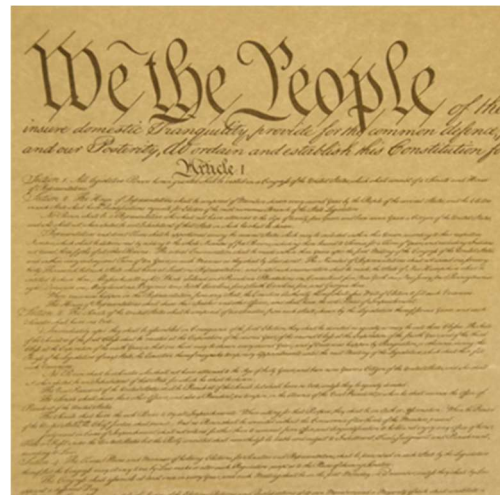
Yoshihisa Nomi
能見善久

Part 2 America's Independence and Slavery Issues in the “Land of the Free and Equality”

1. Conflicts in the American Colonies

The Somerset case in the English court in 1772 was just one year before the Boston Tea Party. The American independence movement, which had already been active since the 1760s, became even more radical around this time, plunging into the War of Independence (1775-1783) and the declaration of independence by the colonies (April 4, 1776), the U.S. Constitution came into effect (1789), and a period of upheaval continued.

Slavery had long existed in the Thirteen Colonies, and what to do with it in the formation of the United States of America was a major problem. There was a conflict between the Northern states, which were moving toward abolition, and the Southern states, which wanted to increase slave labor.



第2回 「自由・平等の国」アメリカの独立と奴隷問題

1 アメリカ植民地の葛藤

サマーセット事件が起きた一七七二年は、ボストン茶会事件の前年である。すでに一七六〇年代から活発化していたアメリカの独立運動は、この頃から、一層過激化し、独立戦争（七五年～八三年）へと突入り、植民地による独立宣言（七六年七月四日）、合衆国憲法発効（八九年）と激動の時代が続く。

奴隷制度は、以前から十三植民地において存在しており、これをアメリカ合衆国の形成にあたってどうするかは、大きな課題であった。廃止の方向に進んでいた北部諸州と奴隷労働を増やしたいと考えていた

南部諸州の間で対立していた。

アメリカの第一回（一七九〇年）の人口調査によれば、十三州の奴隷人口は下表のとおりである。北部においても、かなりの奴隷がいることがわかる。マサチューセッツはゼロとなっているが、これは一七八〇年の州憲法が明確には述べていないが奴隷制度を廃止したとの理解のもとで、人口調査ではゼロと扱ったからである。その後、その他の北部諸州でも奴隷は法律で廃止されたり、事実上廃止されたりして、リンカーンによる奴隷解放宣言（一八六三年）時には、ほとんどゼロであった。南部の黒人奴隷人口は、当初はヴァージニアが多いが、その後は、より南のディープ・サウスの諸州の増加率が著しい。二〇二〇年の大統領選及び二一年一月の上院選で話題となったジョージア州では、一八六〇年当時、奴隷人口は四〇%を超えた（現在の黒人人口は四〇%弱）。南カロライナでは奴隷人口割合は五八・九%に達した。

	1790	1810	1840	1860 (奴隷 vs 白人)
*Connecticut	2,764	310	17	0 vs 451,504
*Delaware	8,887	4,177	2,605	1,798 90,589
*Georgia	29,264	105,218	280,944	462,198 591,550
*Maryland	103,036	111,502	89,737	87,189 515,918
*Massachusetts	0	0	0	0 1,221,432
*N. Hampshire	158	0	1	0 325,579
*New Jersey	11,423	10,851	674	18 646,699
*New York	21,324	15,017	4	0 3,831,590
*North Carolina	100,572	168,824	245,817	331,059 629,942
*Pennsylvania	3,737	795	64	0 2,849,259
*Rhode Island	948	108	5	0 170,649
*South Carolina	107,094	196,365	327,038	402,406 291,300
*Virginia	292,627	392,516	448,987	490,865 1,047,299
Louisiana(1812)		34,660	168,452	331,726 357,456
Alabama(1819)			117,549	435,480 526,271
Mississippi(1817)		17,088	195,211	436,631 353,899
アメリカ全計	697,681	1,191,362	2,487,355	3,953,760 26,922,537

(*印の州は、1776年に独立宣言を採択した時の13州。アラバマ、ミシシッピは後に、ジョージア州から分離、独立州となる)



1790頃の州（Vermontは1791年に州として合衆国に参加。Maineはマサチューセッツ州の一部）

2 マサチューセッツの状況

北部植民地の代表はマサチューセッツである。ピューリタンの移民が多く、厳格な宗教観を有し、当初は、クエーカー教徒など宗派の異なる人々を排斥していたが、ボストンは総督の所在地であり、交易の中心地であったため、多くの人が集まってきた。黒人奴隷は早くからいたが、主に家事労働のためであり、かれらの労働力に依存する産業構造ではなかった。その後、ヨーロッパからの移民が増えてくると、労働力が不足することもなく、黒人奴隷の労働力は必要はなくなった。このような状況の中で、一七六〇年代には、奴隷輸入禁止を議会に働きかける動きや奴隷制度そのものに対する批判がみられるようになった。

初めは、宗教関係者のものが多かった。プロテスタントの牧師のアプルトンは、一七六七年の「奴隷に関する考察」の中で、奴隷制度がいかにキリスト教の教えに反するかを弁じている。「奴隷はキリストが悪しき行為として排斥した誘拐にあたるという批判（パウロ第一の手紙）に対して、奴隷を所有する人たちは何とつまらない言い訳をすることか。彼らは言う。我々は彼らを誘拐したわけではなく、お金を出して買ったのにすぎず、奴隷取引に関与したわけでもない。こちらに連れて来られて売られたのを、他人

が買うので自分も買ったのだと。・・・しかし、そんなことが言い訳になるのか。我々にとって最も価値のある『自由』がそんなつまらない理由で矮小化されてよいのか。買う人がいなければ、売る人もいない。奴隷を使う人がいることこそがこのおぞましい奴隷取引が存在する原因だ。・・・あなた方は胸に手を当て、神の前で宣言することができるか。罪なき人間を買い、生涯自分の意思に服従させることが、キリストが定めたルールに反しないと。」。奴隷売買に関与する人たちに対する激しい憤りが伝わってくる。

法律家による議論は、サマーセット事件に触発されたのか、その後になってようやく登場する。サマーセット裁判については、一七七二年七月二七日付の Boston Post Boy 紙が詳細に紹介している。そして、特派員のコメントとして、黒人奴隷が解放されることになれば、多くの奴隷を所有している人たちは多大な損害を被るであろう、また、自由になった黒人たちがアメリカに押し寄せ、白人女性との混血が増えるので、これを阻止するために黒人の流入を制限すべきである、などと述べている。自由な黒人が増えること自体が困るという人種差別思想である。ローマと異なりアメリカの奴隷制度には人種差別が根幹にある。

このようにサマーセット事件は直ちにアメリカに伝わったが、法律家たちの反応は表面的には目立ったものはなかった。その中で、翌一七七三年のハーバード大学の卒業式において奴隷制度の是非を二人の卒業生が議論したものが注目される。「アフリカ人を奴隷とすることの法的是非に関する討論」である。出版物では匿名でA（反対論）とB（賛成論）となっている。Aは、マサチューセッツ植民地において奴隷制度の存在が「自然法の原則」から見て許容されるか否かを問う。この原則から導かれる「平等の原則」と「人は他人を支配できないという原則」によれば、奴隷制度は認められないという。「私にとっては、この啓蒙の時代のこの地において、自然の、かつ、市民の自由、そして、人間の自然の諸権利が一般的に承認されているところで、これら哀れなアフリカ人のことがほとんど注目されないということは、驚きであり、胸の痛むことであった。・・・自分たちの自由のためには、すぐに平等の原則を使う者たちが、アフリカ人に対してはそれを使おうとしないのは、ひどい矛盾を犯している。」。Bも、同じく、「自然法の原則」として「平等の原則」があることは承認するが、「社会というものを考えると、平等の原則が絶対的に当てはまるわけではない。『全体の幸福』のために、社会においては、ある者はより多くの自由を享受し、ある者はより少ない自由しか享受しないことがある。・・・問題は、この地において法により許容されているアフリカ人の奴隷状態が自然の法と整合的か否か、である。・・・自然の法によって許容されるか否かは、『全体の幸福』に寄与するかどうかによって判断される。」。

3 アメリカの独立と奴隷問題

(1) 「平等条項」と奴隷

まだ各地でイギリス軍との戦いが続くさなか、一七七六年七月四日にフィラデルフィアで独立宣言が採択された。併行して、各植民地は、政治体制の確立に乗り出し、州憲法が制定されていく。独立宣言前に、ニュー・ハンプシャー、南カロライナ、ヴァージニア、ニュー・ジャージーの憲法が制定される。

この中で大きな影響力を持ったのはヴァージニアの憲法である。これは「権利宣言(Declaration of Rights)」の部分と「政府の構成ないし形式(Constitution or Form of Government)」の部分からなる。ヴァージニアの事業家かつ政治家であったメイソンの起草による。その「権利宣言」の第一条は、いわゆる平等条項を含み、次のように規定する。「全ての人は当然に等しく、自由、独立であり (That all men are by nature equally free and independent)、かつ、生来的な権利、すなわち、財産を取得し、所有することによって、また、幸福と安全を追求することによって、生活と自由を享受する権利を有し、これらの権利は、人々が社会の一員

として参加した場合には、いかなる行為によっても奪われることがない。（下線筆者）」。独立宣言を起草したジェファーソン（ヴァージニア出身）は、このヴァージニアの「権利宣言」を参考にしたと言われている。独立宣言の中の次の文章は、これとほぼ同じである。「我々は以下の諸事実を自明なものと考え。すなわち、全ての人間は平等につくられ(that all men are created equal)、創造主によって、生命、自由および幸福の追求といった奪われることのない権利を与えられている。」。

ヴァージニア憲法の 2 部構成の形式（権利宣言部分と政府構成の部分）と権利宣言中の平等条項は、他の憲法にも影響した。ペンシルベニア、メリーランド、北カロライナ、ヴァーモント、マサチューセッツがこの方式を採用した。合衆国憲法（一七八九年）は、当初は権利宣言の部分を伴わないで発布されたが、後に、一七九一年に権利宣言の部分が一〇個条分追加された（修正第一条から修正第一〇条）。

この平等条項が奴隷制度と矛盾することは早くから気が付かれていた。奴隷制度の中心地であるヴァージニアで最初に平等条項を含む権利宣言が採択されたのは皮肉であるが、その審議の過程で、奴隷制度擁護者からの主張をいれて、第一条に、「人々が社会の一員として参加した場合には」という文言が挿入された。奴隷は社会の構成員ではないので、平等条項の適用を受けないというわけである。

ヴァージニアの影響を受けて作られた他の憲法の表現の仕方はいろいろである。ペンシルベニアでは、権利の内容はヴァージニアとほとんど同じであるが、奴隷を排除する表現はない。もっとも、選挙権は「自由人の男性」に限られており、自由でない者（奴隷）がいることが前提となっている。しかし、一七八〇年に、「奴隷制度を段階的に廃止する法」を制定した。

マサチューセッツは、一七七八年の当初の憲法提案は、「権利宣言」の部分を伴わず、また、第五条は、選挙権に関して「黒人、インディアン、黒人との混血」を除くとしていた。この憲法提案は、住民投票で否決された。「権利宣言」部分を欠いていることが主な理由であったが、第五条に対する反対もあった¹。翌年の議会のもとで、新しい憲法草案が起草された。今度は、権利宣言と政府形態の二部構成となった。権利宣言の部分はジョン・アダムスが起草した。「全ての人は、生まれつき自由で平等であり、一定の自然の、本質的で、奪われることのない権利を有する。」と規定された。この平等条項には、黒人等を除外する文言は付されていないが、奴隷制度の廃止を明言しているわけでもない。この問題は、その後の裁判所の一連の判決によって解決されていく。マサチューセッツでは黒人にも原告適格が認められ、「奴隷」だとしてその自由を拘束した者に対する賠償請求の訴えが可能であったこと、陪審員がその主張を認めたことなど（一七八三年の Walker 対 Jennison 事件）²、興味深いのが、別の機会に紹介する。社会の意識の変化および前述の州憲法をもとに、同州は、一七九〇年の人口調査では奴隷人口をゼロとしたのである。

（2）合衆国憲法と逃亡奴隷問題

憲法審議の過程で奴隷問題は合衆国の成立を阻害しかねない問題であったが、奴隷制度は各州の問題とし、合衆国全体の問題とはしないという暗黙の了解があった。しかし、①奴隷の国外からの輸入禁止、②連邦議会の議員数を配分する基礎として奴隷も五分の三として計算する五分の三条項（憲法 1 条 2 節）、③オハイオ川以西の領地における奴隷の可否、④他州への逃亡奴隷の扱いが問題となった。ここでは、④の問題だけを紹介する。

合衆国憲法は、第 4 条（州と連邦、州と州の関係）第 2 節第 3 項にいわゆる「逃亡奴隷条項」を規定していた。「ある州の法律のもとで役務または労働に服する者は、他の州に逃亡しても、その州の法律・規則に基づいてその役務または労働から解放されることはない。その（逃亡）者は、その役務と労働を求めることのできる当事者

の請求により、引き渡されなければならない。」。この条項により、南部諸州の奴隷が奴隷否定の北部州に逃亡しても、主人はこれを連れ戻すことが可能になる。その手続きの具体化のために「逃亡奴隷法」（連邦法）も制定された（一七九三年）。

これに反発してペンシルベニア州は、一七八〇年の「漸次奴隷廃止法」を改正し、同州から他州に黒人等を奴隷にするために連れ出すことを禁じ（一七八八年）、さらに一八二六年には、このような行為をした者を重罪として処罰することを規定した。この州法違反が問われた事件が Prigg 対 Pennsylvania 事件（41 US 539）である。メリーランド州で奴隷であった黒人女性がペンシルベニア州に逃亡していたところ、所有者から雇われた捕獲人の Prigg が実力で連れ戻してしまった。その後、Prigg はペンシルベニア州法違反のために捕まり、同地の裁判所で有罪の判決を受けた。そこで、Prigg が同州法が合衆国憲法および連邦の「逃亡奴隷法」に反して無効だとして、連邦裁判所に上訴した。

連邦最高裁判所では、有名なストーリー裁判官が多数意見を代表し、ペンシルベニア法は合衆国憲法と連邦法に反するとして、Prigg の主張を認めた³。すなわち、①合衆国憲法第 4 条第 2 節第 3 項は、奴隷州からの逃亡奴隷が奴隷否定州で自由となることで奴隷州の奴隷制度が崩壊するのを防ぐための規定である。州際問題としては、どの州も他州の奴隷制度を自分の領土内で認める必要はない。奴隷制度はそれぞれの州の問題である。しかし、他州で認められる奴隷が奴隷否定州で完全に自由になり、その所有者の権利が認められないと、州間の対立が続くことになる。そこで、アメリカの南部州の利益をも保護するために、この条項が置かれた。②この憲法の規定に基づいて、各州は奴隷を返還する手続きを保障しなければならない。奴隷所有者がその州の行政・裁判所の手続きを用いて返還請求できることを定めるのが連邦の逃亡奴隷法である。③逃亡奴隷問題については連邦議会に専属的な立法権限がある。よってペンシルベニア州の奴隷連れ戻し行為を処罰する法律は憲法に反して無効である。マクリーン裁判官だけが、主人が奴隷を実力で連れ戻すことは認められないと反対意見を述べた。

この問題は、その後も北部諸州の対抗措置、逃亡奴隷の増加、南部諸州のさらなる反発と、南北戦争勃発時まで続くのである。

¹ Independent Chronicle 紙（一七七九年九月二日）は、議員であったベイコン が州議会で提出した動議（第五条の黒人等除外文言への反対）とその提案理由を掲載している。格調高い内容である。

² Emily Blanck, *Seventeen Eighty-Three, The Turning Point in the Law of Slavery and Freedom in Massachusetts*, *New England Quarterly*, Vol. 75, No. 1, pp. 24-51 (2002).

³ Paul Finkelman, *Prigg v. Pennsylvania: Understanding Joseph Story's Pro-Slavery Nationalism*, *Journal of Supreme Court History*, 1997 (2), 51 (1997) が事件の背景についても詳しい。